

特116

42

池雪菴謹述

拜領山に係る大問題の真相



始





子116  
42



# 拜領山に係る大問題の真相

緒言

池雪菴謹述

私は先般非業の最後を遂げられし笠井友吉氏の幽魂を弔ひ、且つ其生前の信頼に對し、敢て一語の義を重んじて門司市に於ける小笠原家土地問題の解決に努むる爲め、茲に謹んで此文を草すの旨を有ります。

私が初めて友吉氏の面識を得ましたのは、正に本年三月二十四日の事で、當時私は拙著「大連内閣の末路」に關する事件を帯び、大阪堂ビル、ホテルに滞在して居ましたが、同君は私の知人を介して其日親しく來訪せられ、端なくも容易ならざる一大事件の顛末を語り聞かされたので有ります。

其大要は、今を距る約二百年前則ち享保年間に、舊小倉藩主小笠原家より同族の家老小笠原内膳が恩賞として宏大なる山林を拜領した事が有る。處が、物變り星移る間にいつしか其山林の大部分は誰

正 10. 19  
大連内閣  
交



の指揮に據るともなく開拓せられて、今では實に門司市の三分の一に該當する立派な新開地と成つて居る。而して右拜領山の所有權は明治三十七年八月二十六日農商務省の指令に依り、小笠原内膳の後胤小笠原又次郎氏へ縁故下戻しと成り、同四十年四月十五日附を以て其嗣子小笠原敏郎氏の爲めに所有權の登記を了し、更に同四十一年二月一日附を以て井垣與吉氏の爲めに右所有權大部分の移轉登記を成し、且つ小笠原敏郎氏の持分に對しても其處分權一切を井垣與吉氏に委任しあるに拘はらず、同地方の官民は一般に此事實に重きを置かず、従つて小笠原井垣兩家を無視したる奇々怪々なる土地買買隨所に行はれ、爲めに忌はしき裁判沙汰を惹起して明治四十四年以降實に十有六年の久しきに亘り、絶えず紛争に紛争を重ねたる結果、終に友吉氏をして最も穩かならざる決心を爲さしむるに至つたと申すことで有りました。

何は爾れ、其係争の目的物たる土地區域が、門司驛頭より廣石、白木崎、葛葉を経て小森江に至る電車線路の左右一帯を含み、連綿たる面積實に一百餘萬坪、之を現不況時代の時價に見積り、坪當り最低拾圓と値踏みするも猶ほ且つ一千萬圓以上に達する價格あるが故に、苟くも之に關與して相争ふ人々の心意氣は蓋し想像に難からずで有ります。然るに右係争の當事者は小笠原家拜領山の全權を握る井垣與吉氏一人に對し、約三百名の大多數が相手方と成つて居るので有りまして、動もすれば事大

主義の傾向に壓せられて危うくも弱者の聲の覆没を餘儀なくせられ、而も之に反抗して井垣氏が不撓不屈の奮闘を續くれば續くるほど、益々其身を無間の危地に落し入れ、幾度か其生命までも奪ひ去られんと仕たと申す事で有ります。

其事情を察して眞ッ先に肌をぬいた者は友吉氏の實兄笠井幸助氏で、同氏は其ころ鳥金主人として廣く俠名を知られて居た丈けに、最も羽振り好き勢援を井垣氏に與へられたそふで有ります。従つて其因縁よりして實弟友吉氏も末弟治助氏も共々に威勢好く之に荷擔する事と成り、別して友吉氏は井垣家と姻戚關係をすら結ぶに至り、與吉氏と最も肝膽相照らして熱心に其素志の貫徹に是れ努めたそふで有りますが、不幸にして大正十一年十一月十四日に於て與吉氏が神戸の客舎で頓死せられた爲め、左なきだに紛糾せる該事件は益々紛糾し、加ふるに井垣家遺族と其顧問辯護士との間に面白からざる意思の枵格を生じ、かくて友吉氏は茲に初めて孤城落日の哀愁を感じて終に最後の手段に出づるの準備に取り掛つたと云ふ事で有りました。

其所謂最後の手段、また其所謂穩かならざる決心に就いて、私は具さに之を語るべき自由を有しません。唯だ友吉氏が愀然として眼に暗涙を浮べ、而も犯し難き熱誠を籠めて其身の後事を私に託すと云はれた時、私は實に一脈の鬼氣に打たれて惻々として暗啞の情に咽び、覺えず襟を正して懇ろ



に一諾の誓を成したことを今更のやうに思ひます。

四

其時友吉氏は幾度となく繰り返して實に不思議な事を云はれました。則ち、自分は最早や此世の者では無い、又現に自分が語つて居る事なども決して自分の心から無く、皆な無念の涙を呑んで死んだ井垣與吉氏の幽霊の告げで有る、と恰も夢遊病者か降神術者の謎語のやうな事を真面目で云つて、少なからず私を驚かしたもので有ります。夫れでも私は決して之を輕侮せず、却つて友吉氏の熱誠と冷酷なる社會の無情とが轉た斯の如き精神状態にまで人を追ひ詰め、且つ取り返し付かざる極端の手段をも撰ばしむるに至るので有ると悟りまして、おのづから惻隱の情禁じ難く、精々意を盡して且つ慰め且つ刺はりました。そして同月二十八日愈よ袂を別つて友吉氏が歸郷の途に就かんと致された際、私は心から慰撫の寸志を籠めて輕少なから金五百圓を錢別に贈り、猶ほ吳々も繰り返して自重自愛すべき事を説き、たとひ如何なる事ありとも歸郷の後は決して胸中の秘密を口外すべからず、然らざれば思ひも寄らざる邊より更に測るべからざる禍ひ起りて、爲めに其身命を危うくするに至るやも知るべからず、唯だ不斷に八面稻麻の敵中に在るを覺悟して、ゆめ／＼油斷し給ふな、と恰も小學校の兒童にでも訓戒するやうに切に忠告したことで有ります。何ぞ圖らん、夫れより僅々十日を出でざる間に、私の此忠言は傷ましくも千秋無念の籤を成し、また心づくしの錢別も竟に生前不慮の香奠と

化し了つたので有りました。

私は大阪朝日紙上で初めて友吉氏の横死を知り、次いで間も無く實弟治助氏や井垣榮子女史に面會して親しく其一伍一什を語り聞かされました。表面の事實に依れば、單に三浦みさをと云ふ友吉氏の内縁者が、極端なる嫉妬の爲め友吉氏並びに榮子女史に對して殺意を生じ、竊に村田久吉外二名の不良少年を語らひ、之をして先づ一夜深更に井垣家を窺はしめたるも障礙ありて其意を果さず、終に本年四月七日午前三時ごろ三浦みさを自づから手引きして下手人等三名を自宅に誘致し、無慚にも熟睡中なる友吉氏を襲はしめ、其頭部に唐鍬を打ち込みて一撃のもと脆くも再び起つ能はざらしむるに至つたと申すので有ります。然しながら更に深く隠れたる裏面の事實は、仲々そんな生やさしき者でなく、三浦みさをの背後には最も奸佞邪智の黒幕が有り、更に其背面には矢張り小笠原家土地問題に絡まる種々の因縁が蟠居伏在して居るに相違ないと云ふ事で有りました。

夫れは兎も角もとして、先に井垣與吉氏の頓死と云ふ不幸が有り、今又笠井友吉氏の横死と云ふ悲惨な不幸を重ねて見れば、さらでも行き惱める小笠原家土地問題の前途に對し、何人も其遺族の失望落膽を察せず居られないので有りませう。殊に私は前述の如き關係より何としても友吉氏生前の誓ひを破るわけに參らず、則ち蹶然として弱者の爲めに起ち、更に一諾の義に殉ずるの決心を固めたの

五



で有ります。

夫れ以來私は全力を集中して切に該事件の真相を達観するに勉め、殆んど有らゆる證據書類を閲覽し、又既往十數年に亘る係争記録の全部を精讀致しました。斯くて漸く方寸の針路を定むる事が出来ましたが、特に上京して大審院検事某閣下を訪問し、懇ろに其指導を仰ぎました。そして幸いに同閣下の諒解を得、また其援助に依りて要路の諸大官を歴訪し、同時に有力なる法律家諸先生の鑑定をも乞ひて益々自己の所信を強うし、更に轉じて神戸に至り、多年本件の爲めに盡瘁せられたる前代議士野田文一郎氏に面會して懇ろに其教へを請ひ、又故井垣與吉氏と最も親交有りし吉井鐵四郎氏を訪問し、其寛厚篤實なる談話に依りて漸く確固不拔の信念を作り上げる事が出来ました。

斯くして私は本年六月下旬自分一身に關する萬般の係累を投げ棄て、一意専心以て本件の解決に盡す考へで、先づ北九州の地に僑居をトし氣永く落ち着く事と致しました。それ以來既に空しく百有餘日を過しましたが、實は其間に於て私は一層細心に注意の眼を配り、先づ問題の主要點たる拜領山の地理及び史實を研究し、次いで拜領山下に於ける一般の人情風俗を察知し、最後に本件の主人公たる井垣家の徳望如何、及び其遺族の人々を常に支配する個々の心理状態如何を觀察するに絶えず肝膽を砕いて居たのであります。

以下私は左の數章に分ち、謹んで私の所信を發表して以て大方諸賢の御參考に供したいと存じます。

- (一) 權利として見たる拜領山。
- (二) 利權として見たる拜領山。
- (三) 拜領山に係る争點の去來。
- (四) 和解の必要と其辨法。

縦ひ井垣家の從來取り來りし方法が或ひは甚だしく一般の人望に背いて居たにもせよ、又たとひ其遺族の人々に或ひは他の指彈を招く如き批難行爲が有ると假定しても、井垣家其者に屬する天賦の權利は何人も斷じて之を冒す事の出来ないのは申すまでも無い事です。よしや又井垣家が重々の不幸に遭遇して全く絶望落膽し、終に此まゝ泣き寝入りの最後を遂げると假定しても、堂々たる門司市としては猥りに之を看過するわけにも參るまじく、却つて進んで其真相を發見するに努め、以て其市内に蟠まれる天下周知の不祥事を一掃して他日四方に笑ひを遺す如き粗漏の根を絶たるゝ筈と思はれます。依つて私は公明正大を期し、不偏不黨の立場に立脚して敢て諸賢に此一文の精讀を願ふ次第で有ります。



## (一) 權利として見たる拜領山

關門海峽を越えて九州の地に渡る人々は、先づ門司港の背後に屏立して殆んど其全市を壓する如き一帯の翠色あるを見のがさないで有りませう。而も其山影を中空に浮彫りする左端の曲線は、明らかに清瀧公園に沿へる細谷川の流域を以て劃せられ、遠く其右端は小森江の溪谷にまで緩やかに其山尾を曳いて居る、之が則ち本問題の拜領山であります。

昔時は之を『小笠原家のお獵場』とも稱し、又は『七丁のお山』とも呼び馴らしたるふで有ります。今では殆んど其山名をすら知る人が稀であります。唯だ之が拜領山の名で通る所以は、今を距る約二百年前則ち享保三年のころ、此お山が舊小倉藩主小笠原家より同族家老小笠原内膳へお墨附を以て下賜せられた事が有り、其史實が爾來一般の人口に膾炙せられて居るからで有ります。

お墨附の由來は委しく『お山鑑』と題する藩公秘藏の記録に明記せられて居りまして、其正しき寫本は昔より富野次郎左衛門と云ふ庄屋の家に傳はり、別に同様の寫本が福岡縣企救郡役所に一部保存せられて居ります、現に井垣家が大切に保存して居る一冊は正に前記富野庄屋の家より傳はつた者で有ります、之は其後事件發生に伴ひ屢々裁判官の前に提出せられて最も有力なる立證の材料と成つ

たもので有ります。

小笠原内膳が之を拜領せない以前には、申すまでもなく全山悉く小倉藩主の所領に屬し、其山林及び獵場の手當等は一切之を其山麓に點在せる村落に命じて所謂『村中預け』と爲し、各村にては二三の村請惣代なる者を撰びて其任に當らしめ、更に之を各受持ちの庄屋達が監督して居たもので有ります。斯くて問題の拜領山區域の如きも、之を其山麓なる楠原村と申す一小部落に對し、富野代官が『村中預け』として保管せしめた者で有ります。楠原村と云へば如何にも奥床しき村落らしく聞こえますが、實はその當時苗字帶刀をも許されざる微賤なる漁民の一小部落に過ぎず、僅かに甚右工門或ひは茂右工門など稱する家長どもに依つて之が『お請け』を致して居たので有ります。然るに維新後に至り彼等の末孫等も磯部姓や垣永姓を名乗る事と成り、其中の某々等が巧みに村請けの故事を悪用して怪しき偽造文書を作成し、之を以て不法にも該區域内の山林伐採及び土地賣買を執行した爲めに端なくも後日の一大不祥事が其間に種蒔きせられたので有ります。此事實は後段に於て更に明かに立證致しますが、先づ豫め其由來の遠因に留意して置いて頂きたいと存じます。

次に、小笠原内膳が之を拜領して以來も、唯だ其所有權が藩公より家老に移つたと云ふ以外、別に『村中預け』の仕來りなどには取立て、記すほどの變化も無かつたやうで有りますが、慶應二年に至り



由々敷事變の爲めに圖らずも其所有權が暫らく埋没せられた姿と成り、其まゝ久しく官有地に編入せられて居りました。夫れでも昭代の德澤遍ねからざる無く明治三十八年二月廿二日附を以て内膳の後胤小笠原又次郎氏が首尾善く縁故下戻しの許可を受けたので有ります。其間の消息は後年法廷に提出せられし幾多の證據書類が明らかに之を語り盡して居りますので、試みに其二三を茲に摘録致します。

(甲第四號証ノ一)

國有林下戻申請書

福岡縣豊前國京都郡節九村大字節九九番地

士族會社員

小笠原又次郎

三十五年

申請ノ目的物

福岡縣豊前國門司市字廣石道ノ上四百八十七番地

一、國有林反別五町八反四畝二十六步

(舊拜領七町ノ内)

明治三十二年八月廿八日 實

右ハ私祖先ノ者勳功ニ依リ舊小倉藩主小笠原家ヨリ拜領ヲ爲シ爾來自費ヲ以テ植樹培養シ私家經濟必要ニ準備シ代々繼續所有致シ來リタル者ニ有之候而シテ慶應二年舊小倉藩ガ長州藩ト兵ヲ構フルニ當リ右企救郡ハ全ク交戦ノ巷ト相成リタリ爾後天幕ノ命ニ憑リ平和ト相成シニ付テハ同郡ハ素ヨリ依然舊ノ如ク舊小倉藩ノ領地タルモ當時事情ノ有ルアリテ乃チ約定ノ締結ヲ爲シ毛利父子ノ冤罪相露ル、マデ企救郡ヲ毛利家へ預クル事ト相成シモ其後明治三年二月十八日附ヲ以テ小笠原豊千代丸ヨリ版籍奉還ノ上願アリ同年六月十八日天裁ヲ以テ右願御聞届ニ相成同年九月十五日ニ至リ右企救郡ノ儀ハ日田縣管轄ニ被仰付置大政官ヨリ御達ニ相成依テ其後同年十二月ノ頃日田縣廳ニ對シ右拜領山林ハ是マデノ通り私有致度様申出タル處士族拜領山ノ如キハ御維新ニ付天下一般御引上ニ相成筈ニ付企救郡内拜領山ノ如キモ總テ官收被仰付ル事ヲ曰達セラレ難澁ノ至リニ奉存候處本年第九十九號法律ニ依リ右下戻申請仕候儀ニテ尙ホ前記山林ハ舊藩主小笠原家ヨリ拜領シタル山林ニテ舊ハ企救郡楠原村ト稱セシモ現今ハ門司市ト改稱セラレタル儀ニ有之候  
右事實相違無之候



理由

右山林御下戻奉願ノ理由ハ事實ニモ上申セシ如ク祖先勳功ニ依リ小笠原家ヨリ拜領シ將來ノ家政經濟ノ補助ニ備フル爲メ永年植樹培養シ代々繼續所有セシモノニテ同家ハ暫時預ケラレシモ是全ク内輪約定ニ有之候テ小倉藩主小笠原豊千代丸ヨリ版籍奉還仕リ御聞届ニ相成タル後チ企救郡ノ儀ハ日田縣管轄ニ被仰付タル次第ニ有之候右證據トシテ提出シタル山鑑ハ舊藩主ヨリ拜領シタル山林ナル事ヲ証明スルニ足ルベキ者ト確信仕候且ツ同書類ハ目下該郡衙ニ備付ニ相成タル公簿ニ憑リ別紙ノ通り証明申受ケ奉呈出候條右理由聊モ相違無之候ニ付御下戻申請仕候儀ニ有之候

立

山鑑証明書 一通

右申請仕候也

小笠原又次郎代理

福岡縣筑前國福岡市小島馬場八番地ノ一

明治三十二年八月十八日

郡 地 重 印

福岡縣門司市事務取扱 後 藤 章 臣 印

農商務大臣 曾 根 荒 助 殿

(甲第四號証ノ四)

復 命 書

福岡縣豊前國門司市字廣石道ノ上

一、國有林反別五町八反四畝二十六步

同縣同國京都郡節丸村大字節丸

申請人 小笠原又次郎

右下戻申請ノ件命ヲ奉シ實地調査ヲ爲シタル顛末左ノ如シ

立證ト實地ノ適否

一、企救郡役所保存ノ御山鑑ニアル廣石道ノ上七町ノ内ノ四筆ハ復第一號符箋ノ如ク地券發行ノ際村請トシテ取調べタル形跡アリ又復第二號地券大帳ニハ千五百六十四番字廣石道ノ上瀧ノ上五町三反八畝貳步當時人民共有第千五百六十六番字廣石道ノ上山三町三反九畝



六步當時人民共有トアリ復第三號總丈量野取圖帳ニハ此千五百六十六番ガ村民ニ平等ニ分割セラレ千五百六十四番ノ人民共有ト成リ居レルニ徴スレバ復第一號符箋ノ如ク民有ニ歸シタル事ハ相違ナキモノト認ム（復第五號ノ答申書參照）而シテ復第二三號（復第六、七號ト同一）ニ依レバ申請地ノ屬スル地所ハ元八町壹反八畝貳拾四步ナリシヲ内貳町參反參畝貳拾八步ヲ明治八年中ニ還祿者ニ拂下ゲ殘リ五町八反四畝貳拾六步則チ申請地トナリタル者ニシテ小笠原内膳ノ拜領山七町步ニ對シ反別ト不突合ナル點アルモ前述ノ四筆今七町步ニ於テモ已ニ増額ノ例アリ又御山鑑記載ノ次第中他ノ所ガ既ニ民有ニ歸シ居ルト字廣石道ノ上ニ於テ申請地以外ニハ該七町步ヲ容ルベキ地所ナキト拜領山ガ一旦官有ニ歸シタル事實アルト同字地内ニ官有地無キト及ビ同字中申請人ガ所有地無キトニ依レバ申請地ハ正シク該拜領山ノ一部ニ該當スルモノタル事ヲ認ムルヲ得ベシ

系承干係

一、申請人ガ山鑑記名者内膳ノ後胤ナル事ハ復第八號系圖及ビ復第九號戶籍謄本ニ依リ認ムル事ヲ得以上事實ナルニ依リ申請地ハ申請人祖先ノ拜領山ニ該當スルモノナルヲ以テ下戻ノ理由アルモノト認ム

右及復命候也

明治三十六年五月二十六日

山林局屬 山田勇助 印

農商務大臣 男爵 平田 東助 殿

(甲第四號証ノ三)

復命書

福岡縣京都郡節九村大字節九 申請者 小笠原又次郎  
 同縣福岡市小島馬場 右代理人 都重

福岡縣門司市廣石道ノ上

一、國有林反別五町八反四畝二十六步

右國有林下戻申請事件調査ノ顛末左ノ如シ



今回實查ノ結果本件ニ關スル意見ハ前回實查員復命ノ處見ト異ル點無キヲ以テ大體上ハ前回復命ニ譲リ左ノ點ニ付キ調査ノ結果ヲ述ブ

一、申請地ノ實況

舊拜領山實況圖中申請地ト五百七十九番トハ峰ヲ以テ界シ全ク地勢ヲ異ニス又四百八十八番四百八十九番トハ谷ヲ以テ境ヒシ字奥山五百五十八番ハ申請地ノ絶頂ノ峰ヲ後ロニ下ツテ存シ又申請地ノ四百八十六番トハ切り分チニ依リテ區劃セラル、モ地勢一帯ヲ成セリ要スルニ申請地ト四百八十六番山林トハ一帯地ニシテ他ノ三方ノ山林トハ峰谷ヲ以テ境ヒセラレ全ク別ケ所ヲ成セリ而シテ林相ハ純松林ニシテ目通四尺廻リ以上ノモノ生立ス

一、第一號証地券大帳ノ廣石道ノ上山八町一反八畝二十四歩ト第二號証御山鑑ノ拜領山トノ干係第一號証地券大帳立証ノ反別中還祿者へ拂下ゲ殘部ハ則チ申請地タリ而シテ第一號証立証ノ個所ガ第二號証立証ノ拜領山ニ該當スル事ハ門司市役所備付御改帳（復第一號）ニ依レバ立証ノ拜領山七町ノ箇所ニ御官林トアリ他ノ七町ノ内トアル四筆ノ箇所ニ村請トアリ（改租ノ際貼付シタル符箋ニアリ）而シテ改租當時ヨリ今日ニ至ルマデ字廣石道ノ上ニ存スル官林ハ申請地ノミナリ而シテ村請トアル個所ハ皆ナ共有ニ歸シタルヲ以テ見レバ

申請地ハ立証ノ拜領山七町ノ一部ニシテ第二號証ニ七町ノ内トアル四筆ノ個所トハ別個所タリシモノト認ム

一、第二號証御山鑑及ビ御改帳原本ヲ閱スルニ其成立正確ナル公簿ト認メラレ之ヲ証明書ニ對照スルニ証明書ガ原本ト相違ナキヲ認ム

要スルニ本件ハ立証ト實地ノ該當ヲ認メラル、ニ依リ下戻スベキモノト思料ス  
右復命候也

明治三十七年七月十三日

山林局屬 本間 德 雄 印  
同 小西 豐之助 印

農商務大臣 清 浦 奎 吾 殿

以上の如き幾多正式の手續を了して拜領山の所有權は確實に小笠原又次郎氏へ下戻しに成りました  
則ち新規拂ひ下げに非ずして正に紛失したる權利が再び元の所有者へ復歸したので有ります。其後又  
次郎氏の死亡に依り該所有權は更に其相續人小笠原敏郎氏に移りましたが、爾來幾度か分權分讓が行



なはれまして、終に其権利の大部分が井垣與吉氏の手に收めらるる事と成つたので有ります、則ち其事實は左の登記謄本が最も明らかに之を語つて居ります。

登記番號第四四六九號ノ壹

表題部 表示欄

(壹番) 明治四十年四月十五日受附

門司市門司字廣石道ノ上四百八十七番地

一、山林貳町八反九畝貳拾九步

右登記ス

同甲區(所有權)事項欄

(壹番) 明治四十年四月十五日受附第一二五七號小倉區裁判所ノ假處分命令囑託ニ依リ京都郡節九村節九番地小笠原敏郎ノ爲メニ所有權ヲ登記ス

(貳番) 明治四十年四月十五日受附第一二五七號

小倉區裁判所ノ假處分命令ニ依リ福岡市小島ノ馬場八番地ノ壹都地重ノ爲メ拾分ノ五所有權移轉請求權保全ヲ假登記ス

(參番) 明治四十年八月三十一日受附第二六二七號

明治四十年八月三十一日承諾書ニ依リ福岡市小島馬場拾番地ノ壹神保二三郎ノ爲メ都地重ノ拾分五所有權移轉請求權保全ノ内壹歩七厘ニ對シ假登記所有權移轉ノ請求權保全ヲ登記ス

(四番) 明治四十年九月十六日受附第二七五三號

明治四十年九月十三日小倉區裁判所ノ假處分命令ニ依リ福岡縣筑紫郡住吉村大字春吉三百五十三番地池信規ノ爲メ都地重ガ所有權移轉請求權保全權利中參割八分貳厘五毛ニ對シ所有權移轉請求權保全ヲ假登記ス

(五番) 明治四十年拾壹月十八日受附第三三七四號

明治四十年十一月十八日承諾書ニ依リ福岡市上洲崎町五番地安部サダノ爲メ都地重ノ拾分



五所有權移轉請求權保全ノ内六割ニ對シ所有權移轉ノ請求權保全ヲ登記ス

(六番) 明治四十一年一月九日受附第四八號

明治四十一年一月九日附承諾書ニ依リ遠賀郡若松町六十七番地荒牧全世ノ爲メ安部サダノ六割所有權移轉請求權保全ノ中貳割七分貳厘ニ對シ所有權ノ請求權保全ヲ假登記ス

(七番) 明治四十一年一月二十九日受附第三二九號

明治四十一年一月二十九日附承諾書ニ依リ福岡市小島馬場八番地ノ壹郡地重ノ爲メ安部サダノ六割所有權移轉請求權保全ニ依リ參割貳分八厘ニ對シ所有權移轉ノ請求權保全ヲ假登記ス

(八番) 明治四十一年二月一日受附第三六三號

明治四十一年二月一日承諾書ニ依リ神戸市元町一丁目二百五十四番地井垣與吉ノ爲メ郡地重ノ參割貳分八厘五毛荒牧全世ノ貳割七步貳厘池信規ノ參割八分貳厘五毛ノ各所有權移轉

請求權保全權利ニ對シ所有權移轉ノ請求權保全ヲ假登記ス

斯の如くして明治四十一年度に拜領山の半權利は正しく井垣與吉氏の所有するところと成つたのでありますが、其後小笠原敏郎氏も病歿し、井垣與吉氏も亦逝去したるが爲め、今では其權利の大部分が與吉氏の相続人龜之助氏の實母にして後見人たる井垣まさ女の掌握に歸し、更に小笠原家よりの絶對信託に依りて其處分權全部が一と纏めに成つて居るので有ります。然るに井垣まさ女は故笠井友吉氏を代理とし、大正十四年三月二十五日附全權委任狀を以て一切の處理を私に委任せられましたので即ち私は茲に義務の觀念を以て其權利の保護に當る次第で有ります。

## (二) 利權として見たる拜領山

僅に二個の一圓銀貨を以て巧みに南阿の黒人少女を手なづけ、其案内に依りて獲得せる一利權が、やがて全世界を驚かせるダイヤモンド鑛と化し、爲めに素寒貧にして且つ病み窶れたる漂浪者セシルロープの姓名を、忽ち天下第一の大成功者として永久不滅に傳へしめたる如く、或ひは又僅々數千圓を投じて買収せるケープタウンの一利權が春秋漸く五年の短日月間に早く既に十有三億圓を算する巨額の金塊を産出して、忽ち全世界の鑛業家を驚倒美殺せしめ、爲めに自己の名は或ひは之を忘るゝ事



有るも、ホイットウオースランドの金鑛名は竟に能く之を忘るゝを得ざらしむるに至れる如く、茲に自轉車賣掛代金約貳千圓とパーターして獲得せる拜領山の土地所有權が、忽ち思ひも寄らざる絶好の大利權と化し、爲めに木賃宿の一漂客をして一躍大成金の名を天下に馳せしむるに至れりと云ふとも、夫れは別に愕しむべく或ひは批難すべき事では有るまいと存じます。

然るに門司市に於ける某新聞紙は、屢々此点に就き故井垣與吉氏に對して誹謗を加へ、一概に人身攻撃を試みて敢て憚らないことが有つたやうに記憶致しますが、之は實に思はざるの甚だしき者で、苟くも社會の木鐸を以て任ずる同紙の如きは、須らく其筆威を自重して大いに慎むべきで有ると思ひます。元より井垣氏とても人間で有つた限りは無論幾多の欠点を有して居たことで有りませうが、夫れが爲めに同氏の有せし立志傳的善半面をも没却し、猥りに之を惡罵聲中に葬り去るには忍びないのて有ります。

抑も井垣與吉氏は其以前に神戸市元町通りで手廣く貿易業を營み、重に漆器類やスツロー、ブレイドの輸出に成功して同業者間に仲々羽振りを利かせ、商業會議所などでも殊に重要視せられた事の有る人物で有ります。處が、或る年の恐慌來に神戸のスツロー、ブレイド業者は最も手痛き打撃を受けて殆んど將棋倒しに倒産しましたので、井垣氏も已むなく一時元町の店を閉ぢ、當座凌ぎに或る自轉

車の輸入業者と提携し、自ら一方の販賣を擔任して先づ縁故を頼り九州の地に乗り込まれた者で有ります。夫れでも失敗の直後では有り、殊に馴れも習はぬ新商賣の手始めと云ひ、お負けに現今の如き自轉車流行の全盛期とは殆んど隔世の觀ある其時分の事でも有りましたから、同氏の苦心は仲々並大抵のことで無かつたやうに察せられます。當時同氏が門司白木崎の木賃宿廣木屋を本陣として四方八面に惡戰苦闘を續けて居たと云ふ事實は、何よりも能く其貴き立志傳的苦心談を語るのに有ります。斯かる慘風悲雨の逆境に處して、猶ほ且つ靜に拜領山の利權に着目し、遂に首尾よく之を收得したる井垣氏の果斷と其先見の明とは唯々敬服の外有りません。次いで又其利權に絡まる有らゆる盤根錯節を切り放ち、且つ其裏面に潜める諸種の罪惡を驅逐せんとして、幾度と無く其身を死地に投じたる同氏の勇氣と忍耐力も亦正に四方の驚嘆に値ひすると存じます。實に同氏は之が爲めに始終官憲の誤解を受けて壓迫に壓迫を加へられ、現に檢事局の召換を蒙ること十數回を越え、又民事法廷に出頭すること殆んど數十幾回の多きに及んで居るので有ります。更に或時は無理解なる村民の一團に取り圍まれ、立會ひ警官の面前で無法にも撲殺せられんとせし處を、折好く笠井幸助氏の義俠に依つて救はれた事なども有つたと聞いて居ます。

或者は拜領山の土地山林を概算して一億圓以上の價格ありと云ひ、或者は之を其十分一に見積り、



更に或者は其百分一に見下して直踏みするので有ります。先日私は自念組の正村正君と會見しました時、舊學友の間柄とて互ひに遠慮なく批評し合つたので有りますが、偶ま該土地の一箇所を指定して私が其時價坪當り約二三百圓なる由申しましたに對し、正村君は先づ約三四十圓位いと見積つた事で有りました。いづれにもせよ總面積を約一百万坪と假定し、坪當り一圓平均とするも猶ほ且つ約壹百萬圓の價格を有するわけで有ります。試みに門司驛頭より市街電車に打ち乗り、廣石、白木崎、葛葉の諸停留所を越えて小森江に下車し、遙かに顧みて其沿線に横たはる市街地全部の總價格を默算せば、蓋し又思ひ半ばに過ぐる者ありと存じます。

道ふ勿れ元之れ小額の自轉車代金に對するパーター物件に過ぎずと、縦しや夫れが小額で有つたにせよ、又夫れが自轉車の賣掛代金と取り替へた者にもせよ、既に正式の手續きを了して其所有權の移轉が公然認められたる以上、井垣與吉氏が拜領山の權利を以て直ちに異數なる利權と見なし、之を黃金樹の若苗の如くに助長培養し、他日之に依つて幾億萬の巨利を收むべき天下逸品の富源なりと夢想して居たと仕ましても、夫れは同氏の自由で有り、又冒すべからざる特權で有つて、申すまでも無く何人も之に對して猥りに議論を差し夾み、又は抗議を申し込むべき餘地が無いので有ります。且つ又、前例の金鑛やダイヤモンド鑛の如き場合は別としても、古來殆んど無價値の如く見棄てられたる

寒村僻落の地が、文化の時勢に連れて何時の間にか都會めきたる遊園地と化し、又は海水浴場と成り、飛行場と成り、或ひはテニス野球のスタヂウムと化し、更に高尚贅澤なるゴルフ、リンクと變じ、爲めに其周圍の地價を天井知らずの程度に高めたる例は、正に頻々として今日到る處に見受けられるので有ります。

現に私も大正六年三月に故桂太郎公爵の未亡人より輕井澤の別莊地三十餘萬坪を譲り受る事と成り、既に契約書を作成交換し、更に正式に手附金までも差上たことで有りましたが、双方の都合上私は念無く之を手放し、公爵家よりは更めて遠州濱松の某氏へ之を譲られたので有りました。尤も私は桂公爵の生前屢々招かれて知遇を受けた事が有り、殊に私の従兄故古澤滋が最も善く公爵に知られて居たと申すやうな縁故からして、右賣買の如きも極めて内々に同家の家令より私へ打ち明けられ、其價格なども僅かに四萬貳千五百圓と云ふ極めて低廉な者で有りました。かの有名なる離山の勝地に面し、後ろに鬱蒼たる落葉松林を負へる約壹百町歩の別莊地が則ち夫れなので有ります。然るに其年の秋より翌年の夏へ掛けて、東京の野澤組が頗る熱心なる努力を拂つた結果、輕井澤は最早や信州一角の避暑地で無く、正に天下の大公園と成つたので有ります。夫れ以來同地方の地價は年々に暴騰して止まる處を知らず、前記の別莊地の如きも今では現金百萬圓を以てしても容易に買ひ戻すことは出来まい



と云はれて居る程で有ります。之に比すれば問題の拜領山は更に興味ある將來を有し、之が爲めに井垣氏や笠井氏が共に必死の努力を致されたるも誠に道理至極の事と申すべきで有りませう。

先づ確實に権利移轉の登記を了し、次に異數の利權として徐ろに之が料理を思ひ立ちたる井垣氏は、直ちに拜領山に關する一件書類を懐中して神戸に走り、其最も親交ある吉井鐵四郎氏を訪問して懇ろに其所存を打ち明けたもので有ります。元來同情深き吉井氏が之に對して苟くも一臂の勞を吝まるゝ筈なく、同氏は立ちどころに前代議士故野添宗三氏を語らひ、共に相携へて迢々門司市に下り、親しく實地檢証に着手せられたるふで有りますが、何分にも門司市役所の公簿に不完全な個所多くして全く要領を得ず、依つて福岡縣廳に就いて調べたるも是れ又得るところ少く、結局更に相携へて熊本市に至り、同地の大林區署に就いて其公簿を閲覽し、初めて前記の復命書並に其他の重要書類を發見して漸く拜領山に屬する權利の正躰を見届けたと申すことと有ります。之に依つて見れば吉井鐵四郎及び野添宗三の兩名は眞に井垣家に對する創業の主動者且つ恩人で有り、其苦心も亦尋常一様で無かつたやうに察せられます。

其後不幸にして野添氏が病歿せられましたので、吉井氏は更に前代議士野田文一郎氏に乞ふて之に代はらしめ、野田氏は又其依託に背かず井垣氏の爲め殆んど餘すところ無きまでに善く親切を盡され

たもので有ります。爾來十餘年に亘る係争の記録を通覽しましても、辯護士としての同氏の活躍振りは實に目ざましき者が有り、殊に井垣氏の爲めに親しく途を講じて數萬圓の資金を得せしめ、以て薄弱なる其利權の擁護に便せしめたる如きは、眞に法曹界の一美談として特筆すべきものゝやうに存せられます。

斯の如く利權として見たる拜領山にも既に幾多のロマンスが有つたのでありますが、今や其主人公たる井垣與吉氏も其創業の參謀にして恩人たる野添宗三氏も、亦與吉氏の遺志を繼いで奮闘せし笠井友吉氏も、皆な相踵いで永久の眠りに就かれましたので、茲に私は謹んで此利權を守り育て、首尾よく其好果を手向けて以て逝ける人々の靈を慰むると共に、最も憐れむべき弱者として遺されたる其一族縁者の幸福を念じ、造次顛沛にも之が爲めに死力を盡すべき義務あるを感ずるので有ります。

### (三) 拜領山に係る争点の去來

「花將に綻びんと欲すれば狂雨來り、月將に照らさんと欲すれば痴雲猜む、狂雨痴雲何の限りの恨みぞ、花愁月怨双つながら開かず」、——とは私の義兄故土居香國が曾て作つた古詩の一節で有ります



が、實際月に村雲の嘆は凡そ人事の何物にも付き纏ふバラサイトの如き者であり、別して井垣與吉氏や笠井友吉氏などは恰も連城の壁を抱いて哭せし卞和の如く、端無くも拜領山の大利權を抱いて人一倍に此の嘆を深うせられた事と察せられます。

抑も井垣氏が其權利を獲得したる謹か以前より、拜領山の大部分は既に多衆の住民に依つて割據侵略せられて居りました。尤も此山林地帯が忽ち面目を一新して賑やかな市街地と成りましたのは極々最近の事で有りました、而も急激なる門司市の膨張發展に伴ひ、殆んど不自然なほど急激に開拓せられたもので有ります。

中には善意の第三者と稱する多くの地主達が有りまして、孰れも疑懼の眼を以て井垣氏の行動を監視し始めたと申す事で有ります。そこで井垣氏も先づ一策を案出し恰も四方の敵をおびき寄せて一舉に威力を示すと云ふ戦法で殊更に人々の注意を引くやうな仕向け方を爲し、例の白木崎木賃宿廣木屋の軒先に『小笠原山林整理事務所』と明記せる看板を掲げ、公然と拜領山の立木を伐採して見せたそふで有ります。果せる哉、批難攻撃は忽ち豫期の如く四方に起り小倉検事局なども盜伐者として嚴重に井垣氏を取り調べ、更に民事の方では田上敏雄磯部増藏兩名が原告と成り、小笠原敏郎井垣與吉兩名を被告として爾後十年に亘る『土地境界確定』の大訴訟を起したので有ります。然るに其結果は頗

る皮肉にも左の通り全然多衆の期待した意表外に出て居ります。

明治四十四年(口)第一五九號

證明申請

原告 田上敏雄  
被告 小笠原敏郎

外一名

右當事者間ノ土地境界確認請求事件ハ大正九年三月一日原告ニ於テ訴ノ取り下ゲヲ爲シタルモノニ相違ナキ旨御證明相成度此段申請候也

大正十年五月十日

右 井垣 與 吉 團

小倉區裁判所御中

右ノ通り相違ナキコトヲ證明ス

小倉區裁判所

大正十年五月十日

書記 原田平助 印



小倉檢(丙)第一五〇二號

三〇

要	領
一、松割木 一、松雜丸木 一、松雜枝木	前記ノ物品ハ門司市東本町田上敏雄ニ保管ヲ命ジ有之候處今般貴殿へ還付ノ決定有之候ニ付同人ヨリ直接受取り其旨當局ニ届出可有之候

貳百六十把

五百斤餘

參拾把

右及通知候也

明治四十四年四月二十七日

門司市白木崎町木賃宿廣木屋方

井垣與吉殿

小倉區裁判所檢事局 印

唯だ看る、吠え掛りし野犬が我から尻尾を捲きたる如く、明治四十四年以來足かけ十年間争ひ續けたる大訴訟に於て、原告の方より訴へを取り下げたりと云ふ事實は、則ち田上敏雄氏等が到底勝つべき見込み無きを自覺したる証據で有り、又檢事局が別紙の如き差し紙を井垣氏に與へたる一事は、紛れも無く大權發動の機關部が渉たる木賃宿の一漂客に對し、堂々たる其不可侵權を認致したと云ふ實証で有ります。

此事有りし以來、田上敏雄氏は勿々に其所有の土地を賣拂ひ、現今では拜領山の地域内に寸尺の所有權をも残して居ないをふで有ります、又他にも之に倣ふて内々其所有地を賣り抜かんと焦慮して居る人達が少くないと云ふ噂さで有ります。

田上氏等が自己の不利を覺つて其訴へを取り下げたるに引き代へ、井垣與吉氏は進んで小笠原敏郎氏と共に原告と成りて逆襲を試み、大正八年正月以降三四回に亘りて赤尾元一氏外百三十七名を相手取り、左の原因に基づける『不動産所有權確認』の訴訟を起して居ります。

(訴狀本文略)

請求ノ原因

三一



一、門司市字廣石道ノ上四百八十七番山林貳町八反九畝二十六歩ハ舊金救郡楠原村ニ屬シ小倉藩主小笠原家ガ獵場トシテ所有シ居リシヲ原告小笠原ノ祖先ガ勳功ニ依リ藩主ヨリ拜領セシモノニシテ明治初年ニ至ルマデ一般ニ小笠原家ノ御山ト稱シ來リシ者ナリ然ルニ慶應二年小倉藩ト長州藩トノ間ニ兵ヲ構ヘ企救郡ハ全ク交戦ノ巷ト成リシガ講和ノ後ニ至リテモ同郡ハ依然毛利藩ノ支配ノ下ニ置カレ尋デ明治維新トナル等幾多變革ニ際シ右拜領山ハ遂ニ之ヲ官有地ニ編入セラレタリ

二、山鑑ニ依レバ右山林ハ往昔之ヲ七町ノ山ト稱セシモノニ該當シ其地域ハ字廣石道ノ上全部ニ亘リ寅卯ノ方面ハ瀧ノ上未申ノ方面ハ小森江ノ境マデ延長シ下ハ海岸ニ至ルマデヲ包含セシコト明白ニシテ其後之ニ一千五百六十五番ノ地番ヲ附シ其反別ヲ八町一反八畝二十四歩トシテ地券臺帳ニ表示セラレ後チ更ニ之ヲ四百八十七番反別五町八反四畝二十六歩ニ改メラレタリ

三、然ルニ右拜領山ノ内寅卯ノ方面ニ於テハ嶺ヲ以テ境トシ其以東ハ貳町五畝二筆ト字瀧ノ上五段歩トヲ合シテ一千五百六十四番山林五町三反八畝二歩トシテ村請總代垣永新作名義トシ其後更ニ之ヲ一千五百六十四番ノ一、二ニ分筆シ一千五百六十四番ノ一ハ五百七十

九番山林五町三反七畝歩トナリ一千五百六十四番ノ二ハ五百七十八番墓地一畝歩トセリ而シテ此墓地ハ今尙ホ瀧ノ上ニ現存セリ故ニ一千五百六十四番ハ右拜領山ノ一部ト其隣地瀧ノ上下トヲ合併セシモノナル事明ラカナリ

四、午未ノ方面ニ於テハ谷ヲ境トシ其外部ハ八反五畝ト二町トヲ合併シテ之ヲ一千五百六十六番山林三町三反九畝六歩トシ村請總代磯部甚右衛門名義トシ後チ之ヲ四百八十八番四百八十九番ニ改メタリ

五、原告小笠原先代ハ前記四百八十七番山林ノ所有ノ沿革ヲ証明シテ明治三十二年法律第九十九號山林原野下戻法ニ依リ其下戻ヲ申請シタル處主務省ハ申請ノ事實ヲ認容シ明治三十八年二月二十二日ヲ以テ其下戻ヲ許サレタリ

六、前述ノ如ク元來拜領山ニ屬スベキ地所ノ内民林ニ歸シタルモノ有リシ結果下戻シ當時ニ於ケル下戻地ノ寅卯ノ方面ハ五百七十九番ニ隣接シ嶺ヲ以テ境トシ午未ノ方面ハ四百八十八番四百八十九番ニ隣接シ谷ヲ以テ境トシ辰巳ハ山嶺ノ後方ナル奥山並ニ大平ニ隣接シ西北ハ道路ニ隣接スル區域ト成リタリ

七、第二項ニ述ブル如ク本件係争ノ山林ハ古來之ヲ七町ノ山ト稱シ其後地券臺帳調製ノ當



時ニ至リテ其反別ヲ八町余ニ變更セラレタリト雖ドモ元來舊大名ノ所有地ニシテ小倉藩ノ家老タリシ原告小笠原ノ祖先ガ拜領セシモノナレバ其區域ノ如キモ頗ル廣大ナルベキハ之ヲ想像スルニ難カラズ門司地方發展ノ結果現今ニ於テハ係争地ハ市街トナリタルガ故ニ壹筆ノ地所ニシテ原告ノ主張スル如キ廣キ地所アルコトハ一見聊カ奇異ナル如シト雖ドモ門司ガ未ダ楠原村ナル一漁村ニシテ而モ山嶽ノ大ナル割合ニ其人口戸數ノ極メテ稀薄ナリシ時代ヲ追想スルトキハ此地方ニ於テ斯ノ如キ山林ノ存スルコト毫モ之ヲ訝シムニ足ラザルベシ

八、該下戻地ハ明治三十八年八月十五日地租ノ負擔ヲ輕減スル爲メ貳町八反九畝二十六歩ニ改メタルモ土地ノ區域ハ固ヨリ増減シタルニ非ズ

九、原告小笠原敏郎ハ家督相續ニ因リテ右下戻地ノ所有權ヲ所得シ原告井垣與吉ハ其後共有持分ヲ所得シタリ

十、然ルニ被告等ハ右原告ノ所有地域内ニ自己ノ所有地アリト稱シ原告ノ所有權ヲ侵害セラルガ故ニ茲ニ本訴ヲ提起スル所以ナリ

原告代理人 長井 租 平

大正八年一月 野田 文 一 郎  
 日 下 部 政 德  
 長 井 租 平  
 福岡地方裁判所小倉支部御中

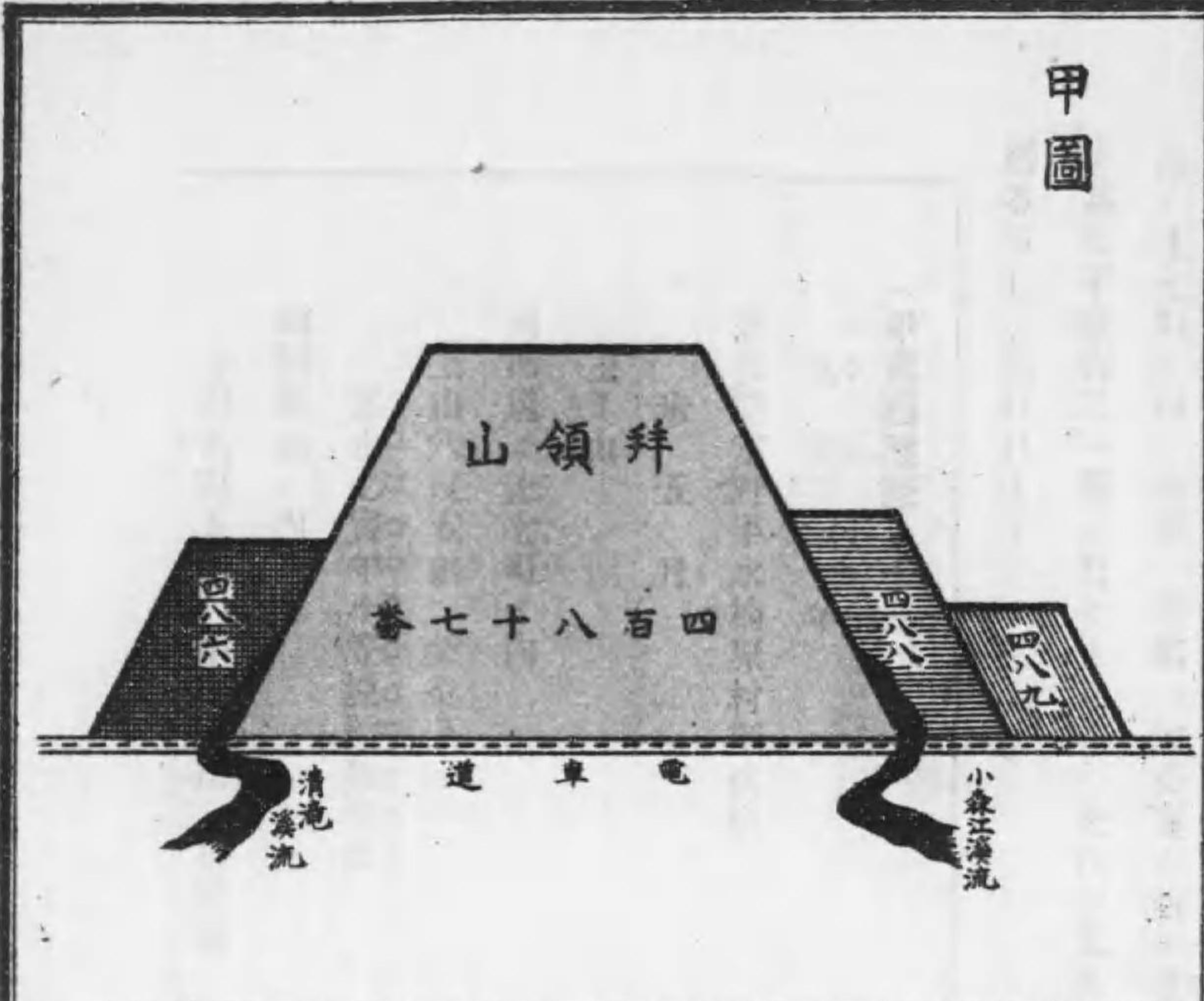
右の理由書は頗る透徹して悉く要領を得た者で有ります。恐らく本問題の研究者は何人も是れ以上の好供述を爲し得まじく、又何人も之に對して寸毫の疑議をさし夾むべき餘地が無いやうに存せられます。若し之を圖解に依つて表はすとしますれば、正に別紙甲圖の夫れの如く聊かも紛らはしき争点を見出す事が出来ないもので有ります。唯だ第三項及び第四項に村請總代垣永新作名義及び同磯部甚右衛門名義云々の記事が有りまして、之に依つて見れば、如何にも右兩名は其部分の所有權者で有つたらしく見られるので有りますが、實は之が爲めに右兩名は却つて文書偽造の批難を買ひ、従つて拜領山一部横領の嫌疑を招くやうな事に成つて居ます。其事は後段に於て明らかに之を立證致しますが、差し當り強て毛を吹いて疵を求むる如き詮議立てを致して見ますれば、拜領山に係る根本的疑惑は先づ左の二點に限られるやうに思はれます。



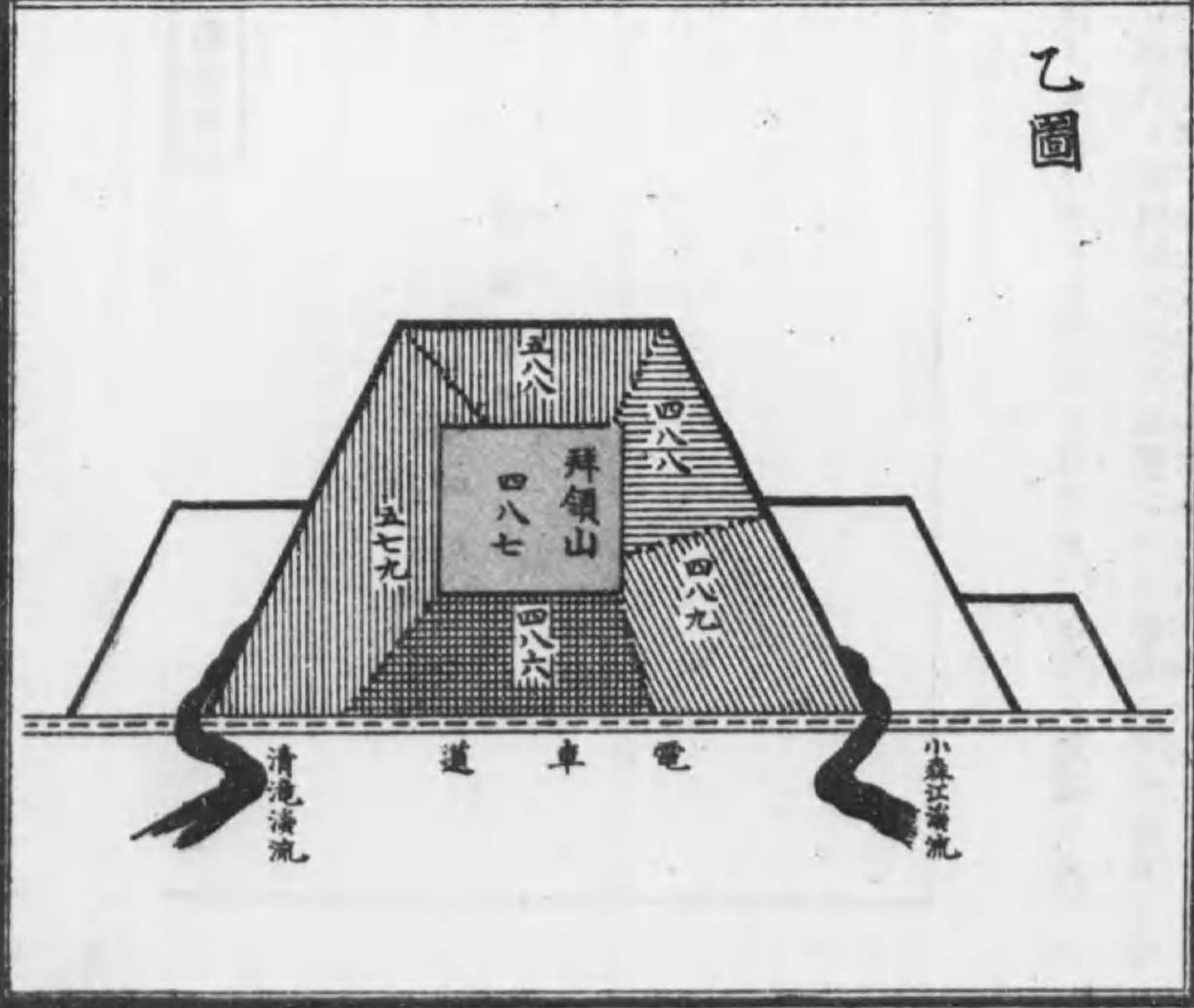
其一は、前記の復命書中に(三〇頁参照)「申請地ノ屬スル地所(拜領山)ハ元八町一反八畝二十四步ナリシヲ内二町三反三畝十八步ヲ明治八年中ニ還祿者(尾賀原登作)ヘ拂ヒ下ゲ残り五町八反四畝二十六步云々」と有る記事に照らし、右還祿者へ拂下げの場所は抑も拜領山中の何處に該當するかと申す點であります。之は現在の電車線路と海岸の間に横たはる鐵道沿線一帯の地域に屬する部分で有ると云ふ事に一般が承知致して居り、且つ鐵道院の方でも之を買収した當時の附帶記録を存じて居る程でありますから、之は別問題として切り放した方が寧ろ便宜であると思へます。

其二は、當然甲圖の如く有るべき筈の拜領山が、現在乙圖の夫れの如く一般に誤り認められて居る處を見れば、或ひは小笠原又次郎氏が未だ縁故下戻しの許可を得ない以前に、往年の村請惣代垣永新作や磯部甚右衛門の兩名(假りに斯の如き姓名の所有者が其當時存在したと認めて)が先づ其大部分の共有權を那邊よりか獲得して之を村民一同に分配し、更に村民たちは之を所謂の善意の第三者達に轉々讓渡するの理由を作つたのでは有るまいかと云ふ點であります。之は如何にも尤もらしく聞こえ、而も本問題の死活に關する大眼目の要點であります。遺憾ながら其事實は何等記録の據るべきもの無く、且つ之に就いて彼等が大膽に公開したる唯一の古證文は、却つて彼等を裏切つて寧ろ罪惡を告白する材料と成つて居るのであります。則ち前記の復命書中に「企救郡役所保存ノ御山鑑ニアル廣石

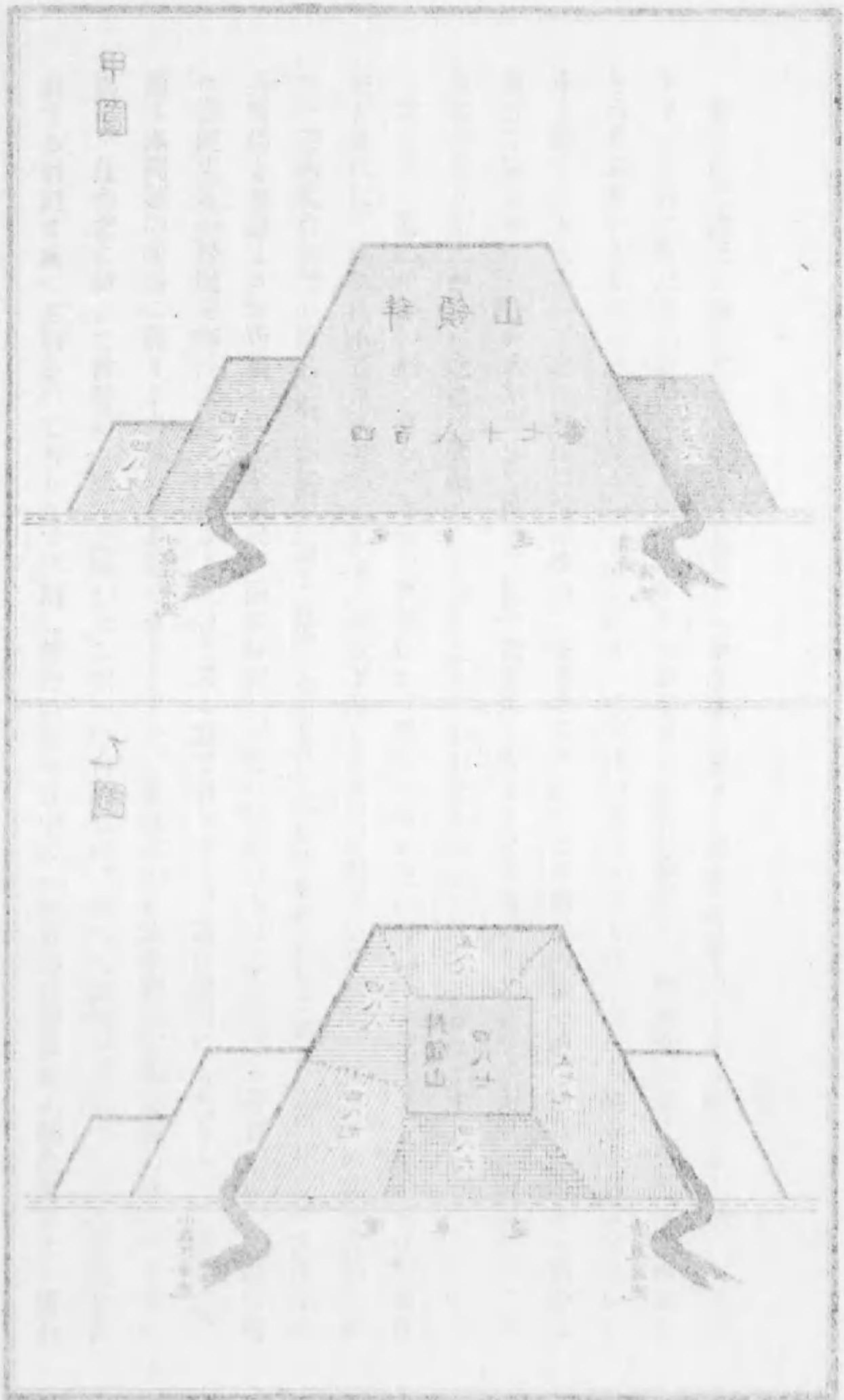
甲圖



乙圖







道ノ上七町ノ内ノ四筆ハ復第一號符箋ノ如ク地券發行ノ際村請トシテ取調ベタル形跡アリ云々と申す甚だ不徹底な一節が有りまして、夫れが又那時しか左の如き古證文を捻出せしめたる原因と成つて居るらしく思はれます。

(甲第四號証ノ十三)

弘化四年

企救郡富野手永楠原村御改帳

未五月 中笠小笠

上リ山

同所道ノ上七町ノ内

一、上山八反五畝 柴桑茅

嘉永七寅年小笠原監物様渡

同所同畝ノ内

一、上山貳町五畝 中松小松 右同斷

御官林

村請惣代

磯部甚右衛門



拜領山  
廣石道ノ上  
一、上山七町 中松小松雜木柄竹  
但年數不知拜領前上リ山  
御作事方渡山  
廣石道ノ上七町ノ内  
一、上山貳町五畝 中松小松  
但前者上リ山  
天遣方渡山  
同所同畝ノ内  
一、上山貳町五畝 中松小松  
但前者上リ山  
右正寫候也

原告代理人 松尾國太郎

村請  
垣永新作  
小笠原内膳様

右は前訴訟に於ける大正五年度に原告磯部増藏田上敏雄兩名の代理人たる松尾辯護士が、所謂原告所有の土地に屬する權利の根本を立證する爲め、最も信賴するに足る者として法廷に提出せる證據書類で有ります。打ち看たるところ、先づ弘化四年と云ふ年號からして如何にも時代めきて勿體らしく思はれますが、實は全く噴飯に堪へざる措へ物で有りまして、凡そ御山鑑を一通り覗いたほどの者には、明々白地に其虚偽なる事が看破せられるくらい其證書面が支離滅裂の出鱈目で出來て居るので有ります。さればこそ同年十月十三日の法廷に於て、被告井垣與吉の代理人たる野田辯護士は先づ左の證據書類を提出して後ち、之に對して徐ろに次の如き明快なる辯論を試みて居ります。

(第十號証)

墓地石碑法名勝寫

裏	表
天保十二乙酉八月二十四日 茂右衛門事 菊藏父	釋教證信士
注意 無苗字	



表 釋尼貞證不退位

裏 嘉永二乙巳八月二十五日  
茂右衛門妻 菊藏母

注意 無苗字

表 坂本釋尼妙和信女

裏 安政四年十月二十六日  
俗名 茂右衛門妻

注意 無苗字

表 釋圓智不退位

裏 俗名 長藏

注意 無苗字

表 眞脫院釋教常善士

裏 明治六年 俗稱 垣永新作  
十月三十日 行年七十六年  
舊九月十日 同名新作父

表 法光院釋宗城眞然居士

裏 明治三十八年 垣永新作  
六月二十三日 七十九才

右之通り膳寫ヲ認證ス

大正五年十月六日

門司市出雲町二丁目

垣永宗太郎



口頭辯論調書

原告	田上敏雄
同	磯部増藏
被告	小笠原敏郎
同	井垣與吉

右當事者間ノ明治四十四年(ハ)第一五九號土地境界確定事件ニ付大正五年十月十三日午前九時小倉裁判所民事法廷ニ於テ

判事 井上健一郎

裁判書記 福部大作

列席ノ上辯論ヲ公開ス

事件ノ呼上ヲ爲シタルニ

原告代理人松尾國太郎

被告代理人野田文一郎

出頭

右口頭辯論ノ進行左ノ如シ

被告代理人ハ

立證トシテ乙第十號證(垣永新作方)摹標謄寫ヲ提出シ甲第四號證ノ十三(三七頁参照)ハ弘化四年ノ當時ニ作ラレタル者ニ非ズシテ其後何人カ勝手ニ作成シタルモノナルヲ證ス其理由ハ維新前ニハ百姓ハ苗字帶刀ヲ許サレタル者ニ非ザルヲ以テ姓ヲ用ユルヲ得ザル筈ナルニ右甲第四號證ノ十三ニハ磯部甚右衛門及ビ垣永新作ノ氏名アリ則チ右兩名ハ當時苗字帶刀ヲ許サレ居ル者ニ非ザルニ拘ハラズ斯ノ如ク姓ヲ用イ居ル點ヨリ見レバ後日何者カ勝手ニ之ヲ作リタル者ナルヲ認ムルニ足レリト述べタリ(以下略)

野田辯護士の右の辯論は實に寸鐵人を殺す底の者であり、恰も敵の利刃を奪つて逆しまに之を屠り以て完膚無きに至らしめたる概が有ります。申すまでも無く明治維新後に初めて姓を用いる事を許されたる平民たちが遠く弘化若くは嘉永の年代に於て、麗々しく苗字を名乗つて居た筈は無いので有りませう。



之を要するに、井垣與吉氏等の起したる訴訟に於て、百三十有餘名の被告等は唯だ僅に善意の第三者と云ふ名目に隠るゝ外、誰一人として明らかに自己所有權の根本を主張する丈けの立證を爲し得ないので有ります。而も其根本が前述の如き偽造文書に立脚せる事實で有ると仕て見れば、彼等の所謂善意も誠に頼母しからざる者と斷定せねば成りませぬ。夫れのみならず彼等の信賴する當該官衙ですら猶ほ之を立證し能はずと稱して平然たる始末で有ります。

證明書

門司市大字門司廣石道ノ上舊一千五百六十五番ノ一(新四百八十七番ノ一)

一、山林

右土地ノ閱覽ヲ門司市役所ニ申請シタルニ市役所ニ於テ右地券臺帳不明ノ爲メ閱覽出來

ザル

右御證明被成下度此段奉願候也

門司市廣石町一丁目

大正貳年四月十日

水谷嘉吉

門司市長 永井環殿

右ノ通り相違ヲキコトヲ證明ス

大正貳年四月十日

門司市長

永井

環

右の如く門司市役所が地券臺帳不明の理由を以て一般に其閱覽の便宜を供せざる事實、及び問題の拜領山が實測數百町歩に亘る廣大なる者に拘はらず、右下戻し當時小笠原又次郎氏が地租の輕減を策する爲め現在の貳町八反九畝二十六歩と云ふ僅少なる反別を以て登記したる事實は、端無くも被告側の村民等をして漸く之に乗せしむるの素地を與へ、竟に多數の人々は那時しか乙圖に對する如き觀念を以て、恬として拜領山に對する次第と成つたので有ります。

多衆の中には右拜領山の登記反別と實測との差の餘りに莫大なる點、及び該四百八十七番なる僅か一筆の地番内に百萬坪を越ゆる大面積を包含し居ると云ふ主張の點を指摘して、以て信すべからずと極力論難する向も有りますが、夫れは最も手近の一例を以て容易に諒解せしむる事が出來ます。

證明書

企救郡東鄉村大字黒川六百九拾壹番ノ貳



字奥畑

大字黒川地主

八木田俊一

外六十六名

一、原野反別貳町壹反七畝壹歩

此地價金六圓參拾貳錢也

右土地臺帳寫ニ相違無之候也

大正十四年三月十三日

東郷村長 中村 新作 印

奥畑と稱する右の場所は現に拜領山則ち七町の御山と背中合せと成れる半面の山林で有りますが、實測は同じく一筆數百町歩に亘る廣大な者で有りますが、登記面は前記の如く僅少なる原野反別とし、其價格なども殆んど有るか無きかに見積られて居るので有ります。

其他各地山林の登記面と實測とに驚くべき大差ある例證は殆んど枚擧に遑無きほどで有りますが、野田辯護士の擧げられたる左の一例の如きは其最も鮮やかなる者と見るべきで有ります。

(乙第十四號証)

土地登記簿抄本

登記第八七號

表題部順位 壹番

飯南郡森村大字青田千二百二十六番地ノ一

一、山林反別拾町歩

右明治三十三年七月十八日舊登記簿第壹冊參拾七丁ヨリ移ス

同 順位 貳番

飯南郡森村大字青田千二百二十六番地ノ一

一、山林反別四千六百九十町一反一畝二十三歩

明治三十八年二月二十七日受附第二一七號明治三十七年十二月十六日附土地臺帳謄本ニ

依リ反別増加ヲ登記ス

一、所有者ノ氏名住所

大阪市南區順慶町三丁目二十七番屋敷

三重木材乾錫株式會社

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認證ス



大正十年一月二十二日

松坂區裁判所川俣出張所

裁判所書記 村田嘉平

右寫也

被告代理人 野田文一郎 團

小倉區裁判所御中

四八

則ち右は一筆の地番内に約一千三百餘萬坪を包有するも敢て妨げず、且つ登記面に従へば在來僅に拾町歩なりし者が實測の結果、忽ち約五千町歩の尨大なる山林と化したる實例で有ります。されば實測約數百町歩に亘る拜領山が、從來僅に三町歩に充たざる反別を以て登記せられ、其間に一見到底信すべからざる程の大差異を存せりと云ふとも、又問題の四百八十七番なる唯だ一筆の地番内に現に百萬坪以上の面積が包有せられ居ると云ふとも、いづれ聊かも不思議とするに足らないので有ります。私は是れ以上敢て多辯を弄するの必要が有るまいと存じます。唯だ虚心坦懷以て靜に如上の諸事實を綜合通覽せられんには、識者は必ずや深く其争點の去來に想到して、おのづから動かし難き天啓的

概念を得らるゝ事と確信致します。

#### (四) 和解の必要と其辨法

以上縷述せし如く、拜領山に係る永年の紛争も漸く勝敗の數曆々として將に其終局を告げんとしたので有りますが、不幸にも井垣與吉氏が其間際に於て頓死せられた爲め、此事件も亦共に頓挫の已む無きに至り、次いで笠井友吉氏が其遺志を繼承して起られたにも拘はらず、之れ又不幸にも卑怯なる暗撃に遇ふて悲慘なる横死を遂げられましたので、或ひは此事件も遂に永遠に浮ぶ瀬無く葬り去られるのでは有るまいかと間々絶望的に觀察せられて居るやうで有ります。

さりながら與吉氏や友吉氏が其生前如何に剛強なる意思の所有者で有つたかと云ふ事實を御存じの方々は、假りそめにも此事件が爾く輕忽に雲散霧消したるものとも考へられまじく、又一人の友吉氏は死去せられても、更に百人の友吉氏出で、其遺志を繼ぐ約束有りと云ふ事實は、敢て之を公言して聊かも憚るところが無いので有ります。

縦しや又、井垣家や笠井家の遺族たちが、重々の不幸に落膽して己むなく此の問題を放棄すると假



定しても、一旦不祥なる右様の事實が遍く天下の耳朵に觸れたと云ふ事に成つて見れば、門司市としても絶對に之を不問に付する譯には參るまいと存せられます。假りに又、門司市は冷然として敢て之を顧みず、其市民も擧つて之を漫罵嘲笑の中に蹂躪し去ると致しましても、獨り拜領山の草木は必ずや鬱然として抑へ難き不平の鳴を發し、其反響は終に能く制すべからざる天下の輿論を喚起するに至るべしと思はれます。

要するに小笠原井垣兩家は最早や法廷の煩を繰り返す如き拙策を棄て、直ちに左の案件を以て其相手方に迫り、一擧にして本問題の解決を着けて可なりと存せられます。則ち、

- (一) 甲圖(三六頁參照)に對する如き觀念を以て拜領山區域を確認せしむる事
- (二) 一定の期間を定め該區域外に立ち退かしむる事
- (三) 立ち退きを欲せざる者は更めて其土地を買收せしむる事
- (四) 立ち退き及び買收をも肯んせざる者は直ちに土地横領侵害者と見なして之に當る事
- (五) 買收不可能者には一定の代償を得て之に永代借地權を附與する事

先づ右くらいの程度に止めて置いて然るべしと思ひます。然るに翻つて善く考へますれば、右拜領山なる昔日の山林地帯が自づから開拓せられて今日の如き殷賑なる市街地と成つて居る事も、實は現

住者或ひは其所謂る現地主たる多衆の力の相依つて之を成したるもので有りますから、小笠原井垣兩家としては寧ろ之に對して大いに感謝すべき節が有るのであります。故に強ちに自家の權利をのみ主張する事を爲さず、縦しや其既往に於て相互に如何なる勘違いが有つたとしても、若くは其根本義に於て正に責むべき不法行爲を發見して居るとしても、暫らく讓つて互ひに之を寛容するの態度に出たならば、定めし麗はしく且つ喜ばしき解決が得られるで有るふと確信致します。茲に於て最も穩健なる和解の必要が生じて來るので有ります。則ち涙あり情義ある辨法を講じて之を相和せしむるに至らば、曾に當事者双方の仕合せ許りで無く、また實に門司市の爲めに多年蟠まれる一大不祥事を取り除き、市民相共に顧みて慶賀の意を表することに成るで有るふと考へます。従つて其辨法の如きは自づから適當なる人格者たちが現はれて、更に適宜に之を定められる事と成るで有りませう。

私は親友正村正君の忠告に従つて最も公平無私なる此の小冊子を作り、且つ前述の如き義務の觀念を以て廣く天下に本問題の真相を訴へる次第で有ります。

大正十四年十月初旬

福岡市僑居に於て

池 雪 蕾 頓 首







終

